

## 終章 新しい共同性にむけて

本稿の初発の問いは、フェミニズム政治理論が誕生した近代以降、多くのフェミニストたちが格闘してきた公私二元論は克服しうるのか、できるとすればいかにしたら可能なのか、であった。筆者自身はかつて、公私二元論をつぎのように論じたことがあった。

公私二元論とは、時代背景・産業構造によりその形を変えながらも、政治学的に捉えられた人間社会一般に通低する論理である。フェミニストたちにとってこの二元論が問題なのは、[...]「自然」概念によって二つの領域に境界線が引かれるからである。つまり陰に陽に公私という二つの領域がジェンダー基軸にそって構築され、とくに近代以降は、私的領域における異性愛中心主義の浸透と女性のそこへの閉じこめと、公的領域における男性中心的な社会が維持されてきたからである[岡野 2009b: 158]。

こうした記述は、自然の名の下に女性たちが公的領域へのアクセスを奪われてきた歴史については批判し得るものの、本稿第Ⅰ部で格闘しようとしてきた、やっかいな問題から、かえってわたしたちの目を逸らせてしまう危険性がある。

むしろ、現代のフェミニストたちが格闘している理論的課題とは、いっけんすると女性たちも公的領域に自由に参加しているはずが、公的領域は依然として、女性的なるものの価値を認めようとはしない、非常に画一的な価値体系に縛られ続けているのはなぜなのか、という問題である。さらに深刻な問題は、第Ⅰ部第三章のブラウンが秀逸にも分節化しえたように、リベラルな社会における公私の境界線とは、家族的なるものと個人市民国家のあいだにあり、しかも、第Ⅰ部二章において明らかとされたように、正の領域と善の領域とのあいだの境界として理解されるリベラルな公私二元論においては、家族的なるものへの関心は、公私のいずれにも登場せず、あたかも消去・忘却されているのだった。

リベラリズムの言説においては、公私の峻別は正と善の峻別として、つぎのように語られてきた。すなわち、共通善が観念され得なくなった近代以降において、ひとは自由に自らの善を構想しうることににおいて平等であり、したがって善は個人の自己決定に関わること、すなわち私的で個人的な生の構想・幸福観として捉えられ、公的な介入を許さない私的領域に属するべきものとされた。他方で、自由に異なる善を構想する多数の個人は、それぞれに自らにとって善きことを実現するための手段(=財)を獲得するために、公的領域に参入する。したがって、公的領域は、共約不可能な善の存在を許容しつつ、財の獲得をめぐる生じる利害の対立を調停する公正なルールとしての正義が支配する領域である、と。

公私二元論をめぐるこのようなリベラルな言説が存在すると同時に、上記のように、私的領域に女性が閉じ込められてきたとする、フェミニストたちからの公私二元論批判が存在してきた。しかしながら、フェミニズムが捉えてきた私的領域と、リベラリズムの言説において自明視されてきた善の領域としての私的領域がいかなる関係にあるのかについては、真剣にその異同が考察されてきたとは言い難い理論状況にあった。

じっさい、第Ⅰ部第二章の考察から明らかになったのは、リベラルな社会における市民の責任論を支えているのは、私的領域において自由に善を構想する自律的主体であり、したがって、リベラルな議論における私的領域にもまた、他者の労働やケアに支援されないと存在すらかなわない者や、そうした者たちのニーズに応答する・応答せざるを得ない者が存在することは想定されていない。むしろ、自由を自由意志へと縮減することで、公的領域よりも徹底した他者に対する依存の抑圧が貫徹されていたのであった。リベラルな社会における私的領域は、アイザイア・バーリンがいみじくも名づけたように、「障害のない領域、自分のやりたいことができる空虚な場所 a vacuum」である[Berlin 1969: 144/ 341]。

もちろん、私的領域からの依存の排除といった問題は、既存のフェミニズム理論においては、私的領域を市民社会と規定する公私二元論に対する批判という形では行われてはいた。フェミニズムからの公私二元論批判以降は、依存関係が主に結ばれる親密圏を私的領域として考えることが一般化した。他方で、本稿で考察してきたリベラルな公私二元論そのものもつ政治的効果については、ほとんど議論されてこなかった。すなわち、私的領域＝親密圏という定式化が行われ、親密圏における男性支配＝女性の服従を可視化し得ていたとしても、既存の公私二元論において公私双方の領域を貫徹する、他者に対する依存を排除する論理に対する脱構築（＝自律的主体の脱構築）は行われないうままであった。そのために、公的領域こそ、他者に関われ、共約不可能なほどに多様な善の構想を尊重し合えるような、普遍化可能な規範を見いだせるのだ、という思い込みに含まれる、依存に対する無関心と忘却の　そのことは翻って、私的領域においてもまた、依存関係を忘却させる　作用が、批判的な考察の対象にならなかった。

本稿では、フェミニズム理論に潜在する政治理論としての可能性を、政治思想や政治理論が前提として仮想する「自律的主体」に対する批判力に求めてきた。自律的主体を前提としないで社会構想を試みるなかで明らかとなったのは、理念としてであれ、事実としてであれ、善の多様性が共在するとされるリベラルな社会は、その善の多元性を守ろうとするために、個人の自由を内面化させ、他者とのつながりを断ち切っている、ということである。空虚な場所としての私的領域において構想されるような、わたしにとっての善の孤立性は、そうした善を実現する場としての公的領域においても効果を発揮し、多様な他者とわたしが会おう場として考えられてきた公的領域は、じつのところ、わたしと他者とのあいだの境界線を厳格に守ることを政治的課題とせざるを得ないのである。

第Ⅰ部において、責任論から自由論、そして主体論へと、とりわけリベラルな社会構想に焦点をあてつつ、その思想の源流へと遡っていくなかで、わたしたちはリベラリズムのな

かですっかり忘却されてきたかのような領域に出会うことができた。すなわち、道徳的人格として尊重されるべきだと宣言された、その抽象的な理念的個人が、現実には他者に依存し不安的な存在として生きていくなかで、いかにして「主体」として扱われる存在となりえているのか、なってきたかを問える場所にたどり着いた。

リベラルな公私二元論という問題設定のなかで、多くのフェミニストたちは、公的領域における徳である正義をとるのか、私的領域における徳である善をとるのか、といった二者択一を迫られてきた。しかし、本稿で明らかにしたのは、いずれかの領域に議論を集中させるのではなく、たとえば、公的領域を批判するためには、公的領域の前提として、すでにつねに存在していると想定される「主体」が育まれる場、すなわち家族的領域がいかに語られてきたのか あるいは、語られてこなかったか について、批判的な考察を積み上げなければならない、ということであった。ケアの倫理に着目する理由は、ケアの倫理が説く倫理のほうが共生の原理として正義論より優れている、と主張したいがためだけではない。むしろ、ケアの倫理の理論的意義は、リベラルな公私二元論が、私的領域で善を自由に構想する主体が協働して公的な社会を作り上げるのだと、社会契約論的な主張を繰り返すことで、公的領域で要請される規範を内在化した結果にすぎない主体の政治的構築性を隠蔽していることを、批判的に明らかにしてくれる点にある。

近代において、理想化された自律的個人は、ジェシカ・ベンジャミンやジーン・エルシュテインが異なる文脈ではあれ明らかにしたように、主権国家の誕生によって要請された、歴史的・政治的存在である。だが、リベラリズムの公私二元論は、この結果にすぎない主体を、社会の基体 subject として議論の前提におき脱政治化してしまうことによって、この主体の政治性を問えなくする。そのことはまた、暴力的な主権国家 = 防衛的な自律的主体の強固な檻の、わずかな綻びを覆い隠してしまう。その綻びとは、わたしたちすべてが、他者に依存しなければ生きられず、誰かが偶然おかれた立場ゆえに、脆弱な存在のニーズに応える責任を果たさなければならないし、じっさい果たしてきた、という不可避の人間の条件である。しかも、この綻びの隠蔽は、一部の存在にこうした人間の条件にかかわる活動を 歴史的には、公的領域からの暴力的な排除によって 担わせ、その社会的価値を貶めることで行われてきたことは、幾度も強調されてよい。

主権国家 = 自律的主体の強固な檻を死守してきた（リベラルな）政治思想において、この不可避の人間の条件に回答してきた関係性は、公的なものとの対比のなかで、すなわち平等な存在、開かれた空間、自由な行為といった特徴との差異化のなかで、不平等な者たちの集まり、閉鎖的な空間、必然的な労働として、その価値を貶められてきた。しかしながら、自律や自由意志を脅かす存在としてしか他者を認識できない、主権的主体の暴力的な包摂の論理を検討することで、わたしたちは、ケア関係にある者たちが紡ぎだす豊かな関係性は、空間的にも時間的にも開かれており、その関係性を「家族」という枠内に閉じ込め、その潜在的な可能性を根こそぎにしようとしてきたものこそ、主権国家 = 自律的主体であることに気づかされる。主権国家 = 自律的主体の外へ一歩踏み出す思考は、した

がって、わたしたちの日々の実践のなかで、分節化されることを待っているのだ。

たとえば、水俣病闘争という市民外的な闘争から、人間の政治を構想しようとする栗原は、他者を我有化せず、ありのままに受け入れ、「非決定の他者」が存在することを希求する新たな政治を、「存在の現れの政治」と呼び、それは「公的な親密圏」を形成すると論じる。

苦しみをもつ人が私の視界に現れるとき、その人を無視したり排除するのではなく、逆に同一化したり、感情的に巻き込まれていくのでもなく、深い関心をもって、あるいは課題を共有して、その人が私のあて先になり、また私がその人のあて先になるように立つこと。そのことで「私はあなたが存在してほしい」と、行為で、また身体で伝えること。このメッセージはアスグスティヌスの「愛すること」の定義でもある。そのとき、その人と私の身体を覆う集団表象をつき破って、非決定の存在が現れる。非決定な存在同士は共同体を作らない。共同体的な親密圏と異なる、ネットワーキングする公的な親密圏が産まれる。それ自体が排除の母型の政治への対抗政治だから、新しい親密圏は支配なき公共圏の存立に開かれている[栗原 2007: 158]。

私的領域が閉鎖的である、と考えるのは、リベラルな言説における公私二元論にわたしたちがあまりに囚われすぎている証左である。公的領域 = 他者に関かれた領域、私的領域 = 排他的領域といった、既存の公私二元論が無批判に受容されるのは、自由意志を砦として、他者からの介入を許さない領域として観念されてきたリベラルな言説における私的領域の特徴から、わたしたちが自由になり得ていないためである。そうではなく本稿で試みたように、私的領域を 私 ではなく 家族的なるものへとひきつけ、じっさいの家族における営みを注視してみるならば、予期し得ない他者としての子や自らが想像すらできない過去を生きてきた世代を超えた者たちが、出自・宗教・言語・性別・性的指向性・民族・国境などを越えて、偶然にも集い、試行錯誤しながら非暴力的な対応の在り方を模索し 時に失敗を重ね ていることに気づかされる。しかし、家族的なるものの多様性と他者性の歓迎、そこにおける非暴力的な対応のありようは、むしろ主権的な主体の言説によって、隠されてきたし、主体を中心とする言説によって積極的に忘却されもしてきたのである。

したがって、本稿では、近代的な境界を越え得るグローバルな正義論や社会連帯の可能性を挫いてきたのは、主権国家 = 自律的主体が支配する公私二元論であると結論づけた。自由意志への主体の同一化であれ、普遍的な正義の原理による市民の包摂であれ、善の多元性を称揚したはずのリベラリズムは、一人ひとりの主体に対してあまりに一元的な善に基づく生を強要することによって、他者との関係性へと呼びかけられ、自らもそこに応え

るような他性への感受性をもつ社会的な広がりの可能性を予め拒絶している。このような公私二元論を脱構築し、わたしたちが忘却してきた個のつながり、応答責任と非暴力的な応対関係を模索する倫理を見いだすとき、そこにはあたらしい共同性の在り方が浮かび上がってくるはずなのである。

たとえば、主権的な主体を中心に捉えられた責任論は、自由な主体だから責任がとれると考えるがゆえに、じつは非常に狭い責任論しか展開できなかった。その典型例は、国民国家の構成員同士のみが責任 本稿では、むしろ義務と捉え直した を果たし合う、と考える契約論的な責任の原理である。注意すべきなのは、この構成員からは、依存関係にある者たち - - たとえ、同国人であっても が、理論的には排除されている点である。他方で、第 II 部第一章でみたロバート・グディンが提供するヴァルネラビリティ・モデルにおける責任論は、ケアの倫理は偏狭で不公平である、といったケアの倫理に対する批判を克服し得る可能性を拓いてくれた。なぜならば、ケアの倫理同様、ヴァルネラビリティ・モデルは、傷つきやすい存在が被るかもしれない危害を避けることを、社会的な責任の第一の使命と考えるからである。

さらに、ケアという営みが私的領域へと閉じ込められた、という表現には注意が必要である。というのも、第 II 部第二章においてハンナ・アーレントを經由しながら、ヘーゲル=ホネットにおける近代的な愛の理解をみたまいに明らかにしたように、近代にいたると私的領域には、主権的にふるまい、他者もまた自身と同等の主体であることを認められない 私 だけが存在しているのだった。その 私 は、他者を同等な者としては認められないがゆえに、むしろ他者を自然や環境であるかのように客体化してしまい、あたかも自らの一部であるかのように振舞うのである。この私的領域においては、したがって、私 は他者とは出会わない。たしかにケアという営みは、公的な議論の射程から排除されたが、そのことが必然的に、ケア関係にある者たちの関係性が私的領域における営みの中心として考えられてきたことにはならないのだ。

ケアの倫理がもつ、脱国家的、脱 私 的な実践的、理論的可能性は、第 III 部で展開されたように、繻いの共同体や証言の共同体といった新しい共同性への試みのなかにすでに示されている。主流の政治理論が唱えてきたのとは反対に、自律的・主権的主体から出発する政治理論がいかにも、わたしたちの多様な存在・活動様式に対してだけでなく、他者との多様な関係性の結び方に対する視野を、空間的にも時間的にも狭めてきたが明らかとなった。

ケアの倫理がなぜ、主権国家と主権的主体の外へとわたしたちの思考を導いてくれるのかについては、第 III 部第三章第三節に詳述したように、依存関係におけるケアの実践を通じて、つぎのことをわたしたちは学ぶからであった。第一に、他者によるケアを待つ者が存在することが分かりながらも、ではいったいなにが本当に必要なのかについては、他人には、また時には本人でさえも実際には分からない。しかし、その分からなさのなかで、他者を代弁したり、同一化したりするのではない方法で、ケアを待つ存在にとって必要な

ものがなにかを聞きとる態度、自分自身をも含めた世界に対する謙虚な態度を身につける。第二に、ケア関係は、究極的な分かりあえなさを抱えているために、他者の存在そのものを受けとめあい、それによって、代替不可能なその人の価値、すなわち尊厳の感覚を育み合う。最後に、ケア関係において学ばれる態度は、目の前にいる具体的他者とのじっさいの関係を超越する可能性をも秘めていた。

本稿では「創造的な想起」と名づけた、この最後の可能性こそ、主権国家の強固な境界線と自律的主体の想定の中なかできつく拘束されてきた 私 たちを、主権国家の外へと導いてくれる思考の力である。それは、本稿でケアの倫理に注目することで導きだしたフェミニズム理論の核心的な思考の力でもある。

主流の西洋政治思想史を振り返るとき、アンドレア・ドゥオーキンがいうように、「何かがおかしい、ある音がかけている、ある声が失われている」とわたしたちは気づくであろう。それは、彼女がいうように、まさに「まったくの非 人間的な沈黙」である。フェミニズム理論がもつ政治思想に対する貢献とは、そうした沈黙を、かつて「否定された希望への鍵」として、新しい思考の力、主権国家の外へと一歩を踏み出す思考の力を現在のわたしたちに与えてくれることにある。

ケアの倫理のそもそもの特徴は、個の在り方やひとびとの関係性を文脈依存的に捉えることにあった。しかしながら、ある文脈に置かれたその受動性に発する個人の責任は、じつは誰もとりえないような責任である。本稿でみてきた、FGM を受ける女性たちや合衆国の空爆に晒されるアフガン女性に対する責任、あるいは旧日本軍従軍 慰安婦 にされた女性たちに対する責任は、もはや誰にも果たすことができないような高い責任をわたしたちに課す。しかし、ケアの倫理に学びながら、傷つきやすい存在とのつながりのなかに社会の根拠をみてきた本稿では、そのように誰にも取りえないような責任が存在するからこそ、わたしたちは社会の諸制度を構想し、集合的に責任を果たそうとしなければならない、と論じてきた。

本稿を閉じるにあたり、国境にとらわれないわたしたちの関係性の在り方に根拠をおく集合的責任モデルを掲げながら、既存の正義論と異なる正義論を模索しようとするアイリス・ヤングの議論に依拠した集合的責任論を、フェミニズムによる政治体への構想への一歩として提起することで、本稿の結論としたい。

ロバート・グディンによるヴァルネラビリティ・モデルを中心に本稿で一貫して指摘してきたように、集合的責任論の基礎をなすものもまた、わたしたちの意志や統制を超えた、一人ひとりの構造的なつながりである。すなわち、責任の根拠は、諸個人間のあいだで効果を及ぼし合う行為が、既存の、可変的ではあるが個人の力によっては変化が困難な構造の中なかで生じるために、時に意図せざる甚大な危害を他者に及ぼしかねない、という事実にある。したがって、集団的責任は、諸個人間の直接的な行為の因果連関の中なかで発生する、帰責という意味における責任とは異なり、社会的協働の中なかで否応なく自らの行為が産みだしてしまう効果について、その責任が問われる。

こうした責任モデルを、ヤングは帰責モデルとは異なる、社会的なつながりに基づく責任モデルと考え、その特徴として以下の五点を挙げる[Young 2007: 175-181]。

第一に、加害者を特定しようとする帰責モデルが、加害者を既存の社会関係から切り離す傾向にあるのとは対照的に、社会的なつながりに基づく責任は、わたしたちが既存の社会的協働の連鎖のなかに参加することによって、不正な結果が生み出されていることに責任のありかを見いだす。したがって、誰もその社会的なつながりから孤立させられない。

第二に、そのことは、たとえばFGM論争において普遍性を掲げたフェミニストたちとは異なり、なぜ、そうした危害や不正、望ましくないことが起きるのか、としてその背景にある文脈を注視することが強く求められることになる。

第三に、構造的な社会的不正が、現実に行進しつつあることを強く意識しているがゆえに、過去の個別の行いを罰するのではなく、むしろ、現在の社会構造を未来に向けて変革していくことに力点をおく責任の果たし方が求められる。「構造を通じて産出される不正は、終わりがなく、むしろ、進行中なのである。要点は、それを為した者を非難したり、罰したり、賠償を求めることにはない。そうではなく、集合的な行為のプロセスに自らの行為をもって参加した者たちに、そうしたプロセスじたいを変革するよう命じるのである」[ibid.: 178]。

第四に、上記のプロセスに参加している者は、集団としてだけでなく、個人としても一定の責任を共有することになる。もちろん、どれだけの責任をどの個人が引き受けるかの判断は非常に難しいものの、たとえば会社の業務命令にただ従っただけ、あるいは、社会の慣習や制度に従っただけであったとしても、第三ですでにみたように、そうした集合的な行為を成立させている状況を変革する責任は、諸個人に課せられるのである。

最後に、こうした変革に向かう未来志向的な責任は、他者との共同行為によってのみ果たしうる責任である。ここに、社会的なつながりを基盤とする責任の本領を見いだすことができる。というのも、直接的な因果関係をなす行為のみに焦点を当てるのではなく、ある固有の事象、とりわけ不正な結果を生み出すことになる、絡まりあったさまざまな文脈を注視することが要請されるからである。したがって、集合的責任を果たそうとすることは、より多くの人々、おそらくこれまで関係していたとは思わなかった人々への呼びかけが含まれることになる。すなわち、現在の社会的諸制度の布置を新しく編成しなおそうとする動きは、不可避的に現在自らを取り囲む様々な境界を越えて、わたしたちがつながりあい、互いに強く依存しあい、現在の状況を作っていることを、強く反省するような共同性への参加を呼び掛けることから始まるのである。

しかし、このことは、ヤングも注記するように[ibid.: 176]、けっして既存の法体系における帰責責任にとって代わる責任ではない。そのことは、フェミニズム理論がいま求めようとしている共同性は、主権国家に代替しうるものではないことを告げているのかもしれない。だが、本稿ですでにみてきたように、フェミニズム理論が、時間の様態においてその

狭間から痕跡として立ち上がってくる遅延としての普遍性への応答のなかで、まるで荒野のなかで呼びかけあうような、新しい共同性の在り方を模索していることは確かである。そして、そうした様々な形での未来と未知の空間へと開かれたつながりの在り方は、すでに様々なフェミニストたちの試みとして、現在においても存在しているのである。

政治思想における一つの主張としてフェミニズム理論が、現在と未来に向かってなにごとかを伝えることができるとすれば、過去、そして現在にも継続されている非人間的な声の不在・沈黙のなかから、既存の私と公を強固に縛ってきた境界線を解くような、新しい思考の力を紡いでいく可能性がそこに潜在しているからである。既存の公私二元論を貫く自律的主体批判を基底にしながらケアの倫理を再考するとき、わたしたちは、フェミニズム理論に秘められた脱国家的・脱私的可能性をも、そこに見いだすことができるはずである。